素案

弘前市地域福祉計画

令和９年度～令和12年度

令 和 ９ 年　 月

弘　　前　　市

目次

第１章　計画の基本的事項 １
　１　計画策定の趣旨 ２
　２　計画の位置づけ ３
　３　計画期間 ４
　４　計画の策定体制 ４
第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題 ５
　１　国の動向 ６
　２　本市の状況 ８
　３　市民の声 １３
　４　本市の課題 ２０
第３章　基本理念と基本目標 ２３
　１　基本理念 ２４
　２　基本目標 ２４
　３　施策の体系 ２５
　４　施策の展開 ２６
第４章　第三期弘前市成年後見制度利用促進基本計画 ２９
　１　計画の策定にあたって ３０
　２　成年後見制度の利用等に関する現状 ３２
　３　成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方 ３６
　４　計画の目標 ３７
第５章　弘前市再犯防止推進計画 ４１
　１　計画の概要 ４２
　２　地域における再犯防止を取り巻く状況 ４４
　３　取組内容 ４６
　４　推進体制 ４７
第６章　計画の推進体制と評価 ４９
　１　計画推進に係る役割分担 ５０
　２　計画の周知 ５１
　３　計画の進行管理 ５１

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の趣旨
２　計画の位置付け
３　計画期間
４　計画の策定体制

１ 計画策定の趣旨

我が国では、人口減少、少子高齢化や核家族化の進行、高齢単身世帯の増加など、人口構造や世帯構成が変化しています。また、こうした変化に加え、価値観やライフスタイルも多様化しており、家族や暮らしのあり方も変化しています。さらに、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足などにより、人と人とのつながりや支え合いのあり方も変わりつつあります。

このような社会環境の変化を背景に、8050 問題[1]、ひきこもり、ヤングケアラー[2]、育児と介護のダブルケア[3]、孤独・孤立など、複数の分野にまたがる課題や、既存の制度では十分に対応することが難しい「制度の狭間」にある課題が顕在化しています。

国においては、地域住民や多様な主体が参画し、分野や世代を超えてつながりながら、地域生活課題の解決を図る「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。社会福祉法では、市町村に対し、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える「包括的な支援体制」を整備することが自治体の努力義務とされています。

また、県が策定した「青森県地域福祉計画（第４次）」においては、多様化・複雑化した課題・福祉ニーズに対し、すべての市町村で包括的な支援体制を整備することが必要であると記載されています。

本市においても、介護、障がい、子ども、生活困窮といった分野での相談支援体制では対応が困難な「地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズ」に応えるため、関係機関が相互に連携し、それぞれの専門性を活かしながら、必要な支援につなげていく「包括的な相談支援体制」の令和９年度からの施行に向けて、令和８年５月から試行しております。

本計画は、こうした地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、誰もが安心して相談でき、複雑化・複合化した課題についても適切な支援につながることができる包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域における支え合いの仕組みを構築することで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、策定するものです。

1 8050 問題：高齢の親と働いていない独身の代の子とが同居している世帯に係る問題。

2 ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

3 ダブルケア：晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うこと。

２ 計画の位置づけ

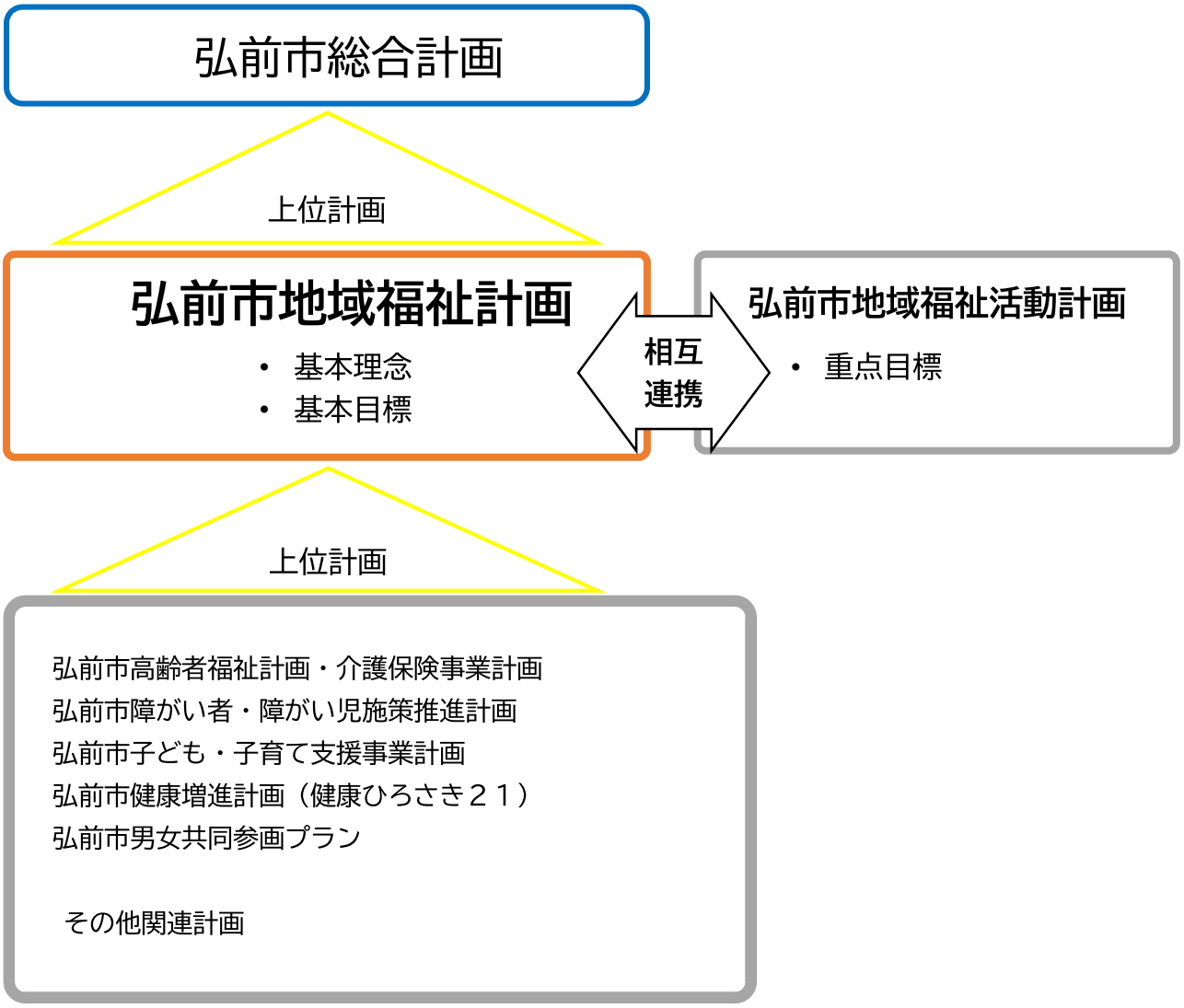
本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

市の将来を見据えたまちづくりの方針を掲げる弘前市総合計画を上位計画とし、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、地域共生社会の実現に向けて社会福祉を推進するために本計画を推進します。

なお、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部と見なします。

また、弘前市社会福祉協議会[4]が策定する「地域福祉活動計画」[5]との連携も図ります。

弘前市地域福祉計画のイメージ

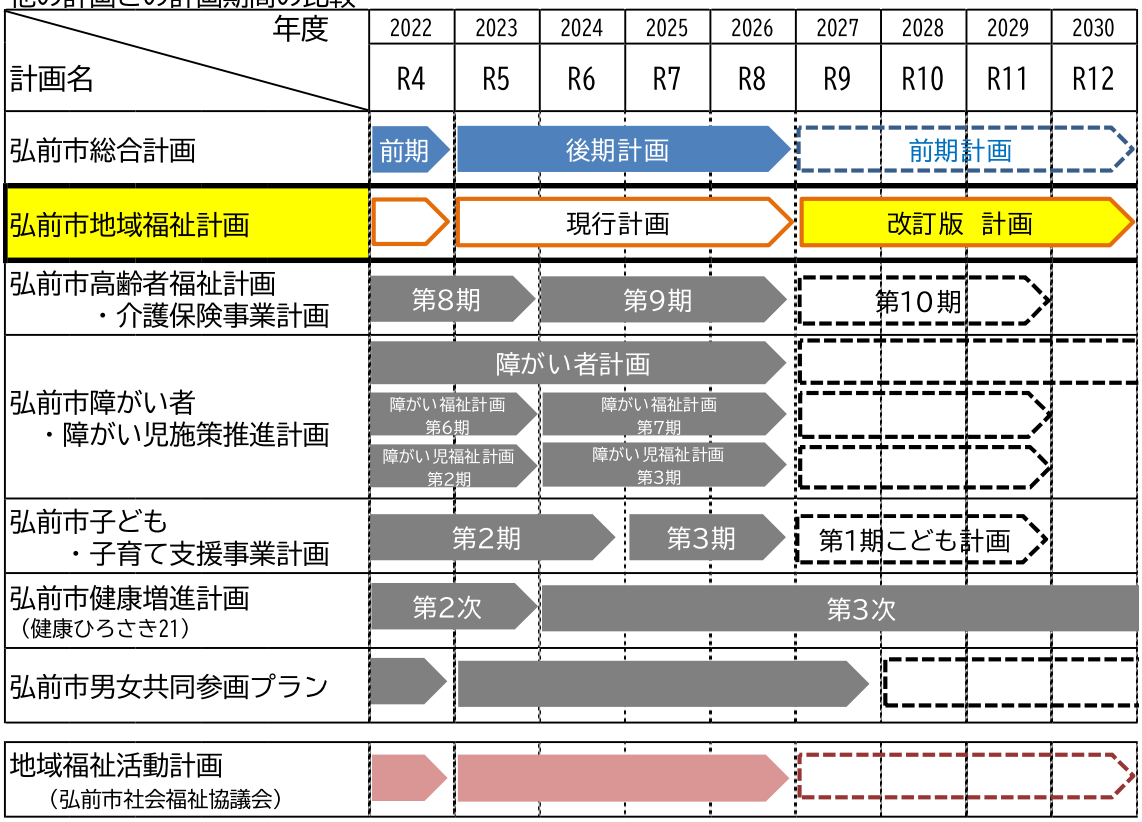


3 計画期間

本計画の期間は、「弘前市総合計画」の前期基本計画に合わせ、令和９年度から令和 12 年度までの４年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

他の計画との計画期間の比較



4 計画の策定体制

本計画の策定又は見直しにあたっては、市の附属機関である「弘前市社会福祉問題対策協議会」の意見を伺いながら進めていきます。

4 社会福祉協議会：社会福祉法に基づき各自治体に設置される民間非営利組織の社会福祉法人。地域福祉に関する活動を通じ、地域福祉推進の中核としての役割を担う。

5 地域福祉活動計画：地域における住民の自主的、主体的な福祉活動を進めるにあたっての指針となる行動計画。

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

１　国の動向
２　本市の状況
３　市民の声
４　本市の課題

１ 国の動向

（１） ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが打ち出されました。同プランにおいては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという施策の方向性が示されました。

（２） 地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

平成 30 年４月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村は、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を図るとともに、住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制などの包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

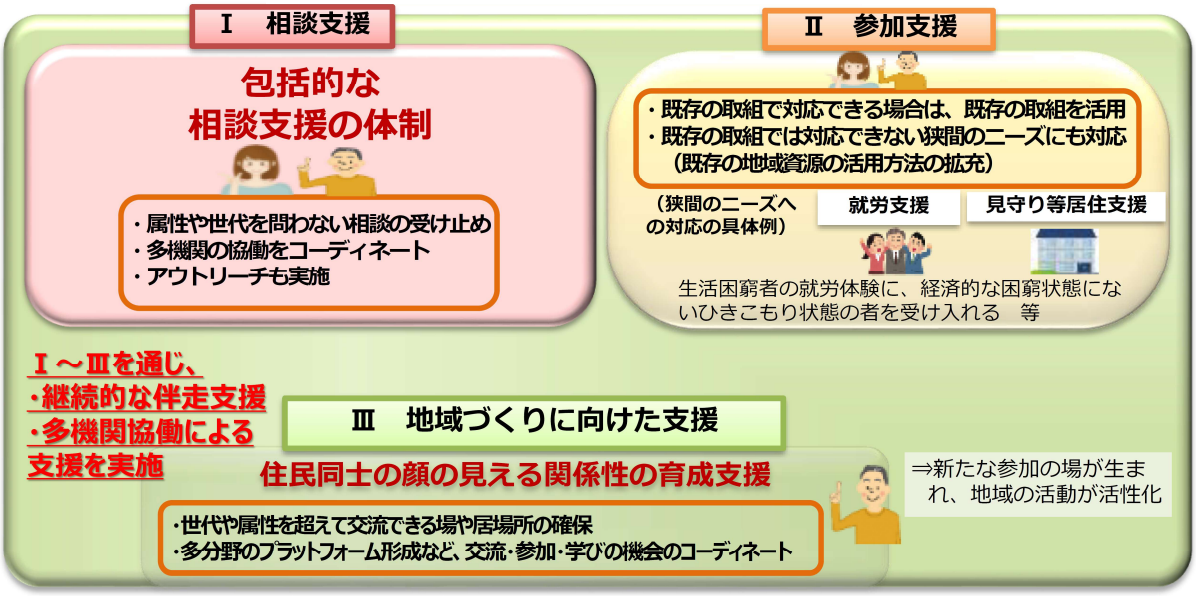
さらに、市町村が福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として、地域福祉計画を策定するよう努めることも明記されました。

（３） 重層的支援体制整備事業の創設

令和３年４月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制を整備するひとつの手法として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

国では、既存の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の構築を求めています。

【参考】国が示す包括的な支援体制（重層的支援体制整備事業）のイメージ



厚生労働省社会・援護局地域福祉課　地域共生社会推進室資料より抜粋

（４）　地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

令和８年６月には「社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決・成立しており、施行後は、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けられることとなっています。また、市町村には、こうした支援に関する相談体制等の整備が求められています。

さらに、成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用を支援する中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を市町村が設置できることとされています。

2 本市の状況

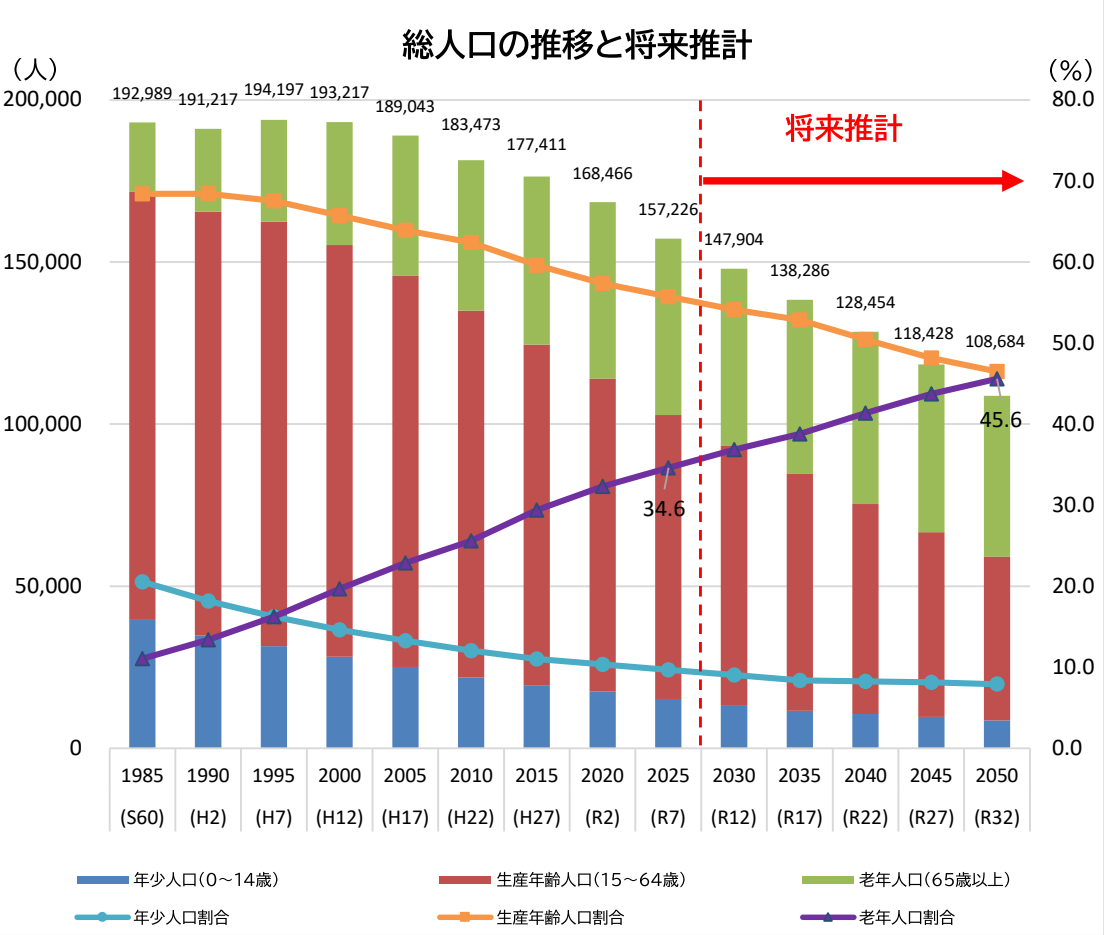
（1） 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、1995(平成 7)年の 19.4 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2050 年に 10.8 万人まで減少する見込みです。

また、高齢化率は一貫して増加しており、直近の 2025(令和 7)年では 34.6%で、2050（令和 32）年には 45.6%となる見込みです。

なお、老年人口は 2030(令和 12)年をピークに、減少していく見込みです。

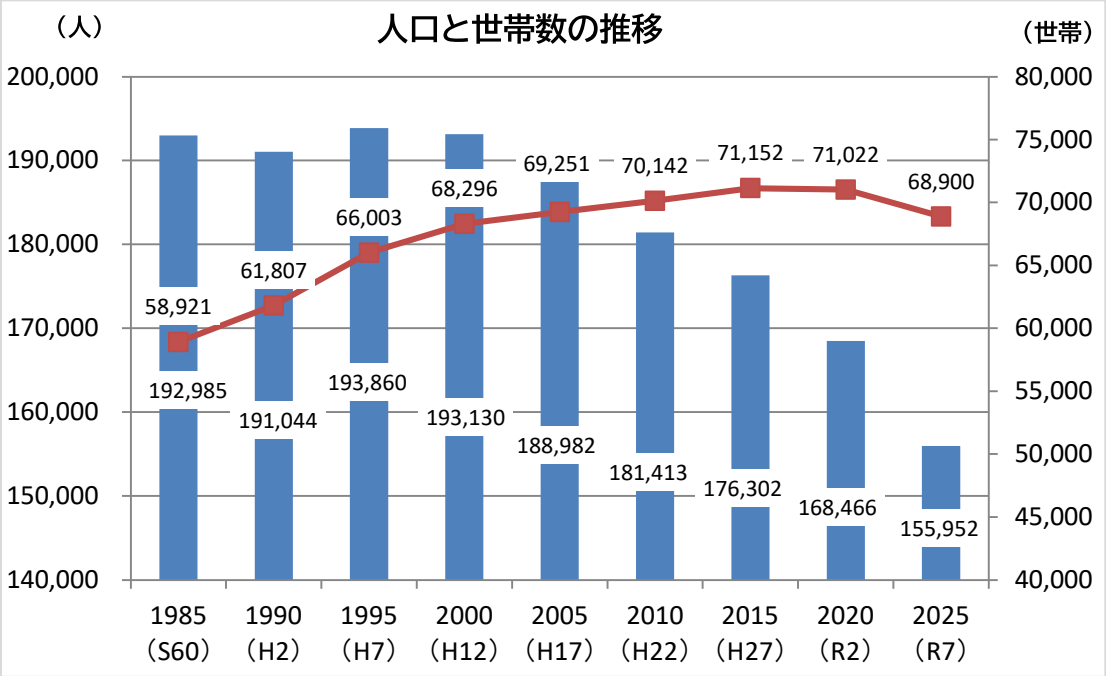
このように、本市においては人口減少と少子高齢化が並行して急速に進んでいる状況です。



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値

（２） 世帯の状況

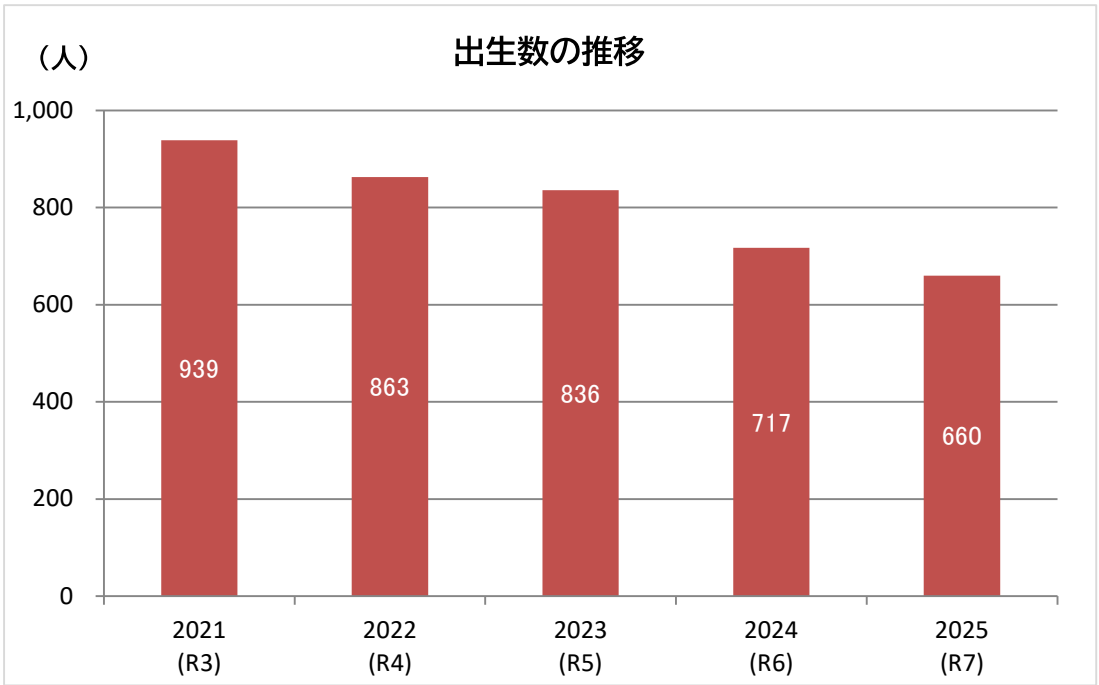
人口が急速に減少する一方で、世帯数は 2025（令和 7）年に減少したものの小幅にとどまっており、世帯規模の縮小や核家族化が進行しています。



出典：国勢調査

（３） 出生数の状況

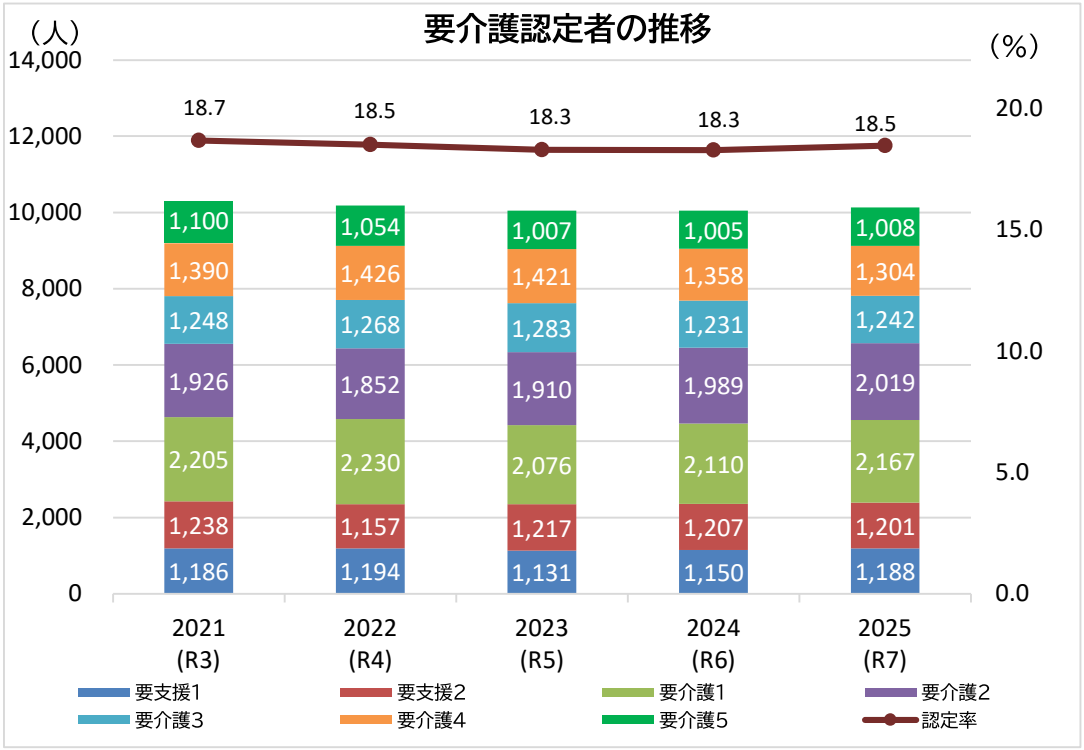
出生数は急速に減少しており、少子化の進行が顕著となっています。



出典：弘前市「オープンデータひろさき」

（４） 要介護認定者の状況

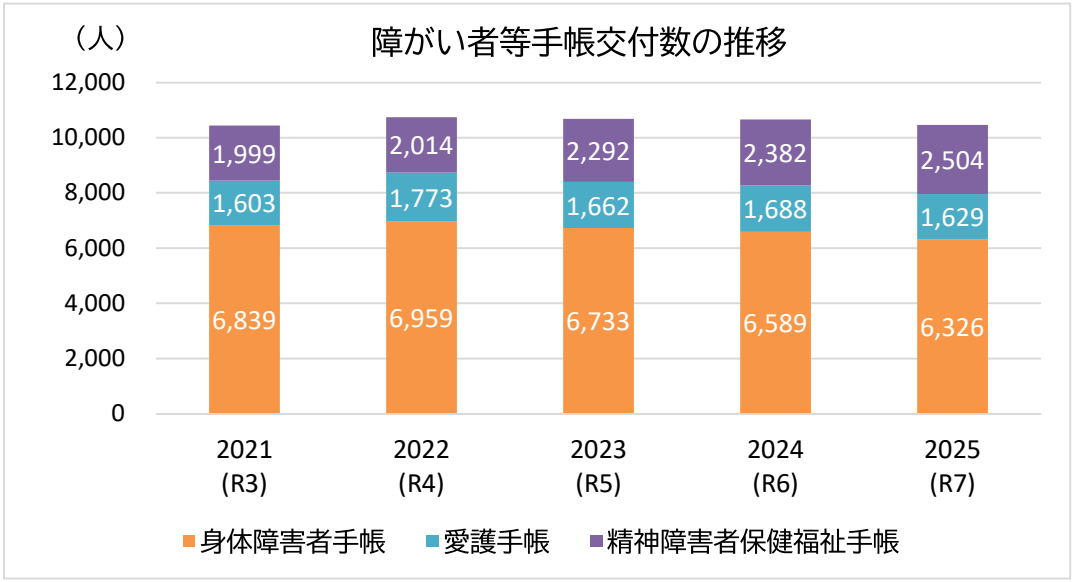
要介護認定者は、高齢者人口及び高齢化率が増加している中で、概ね横ばいとなっています。



出典：厚生労働省（介護保険事業状況報告）

（５） 障がい者手帳交付者数の状況

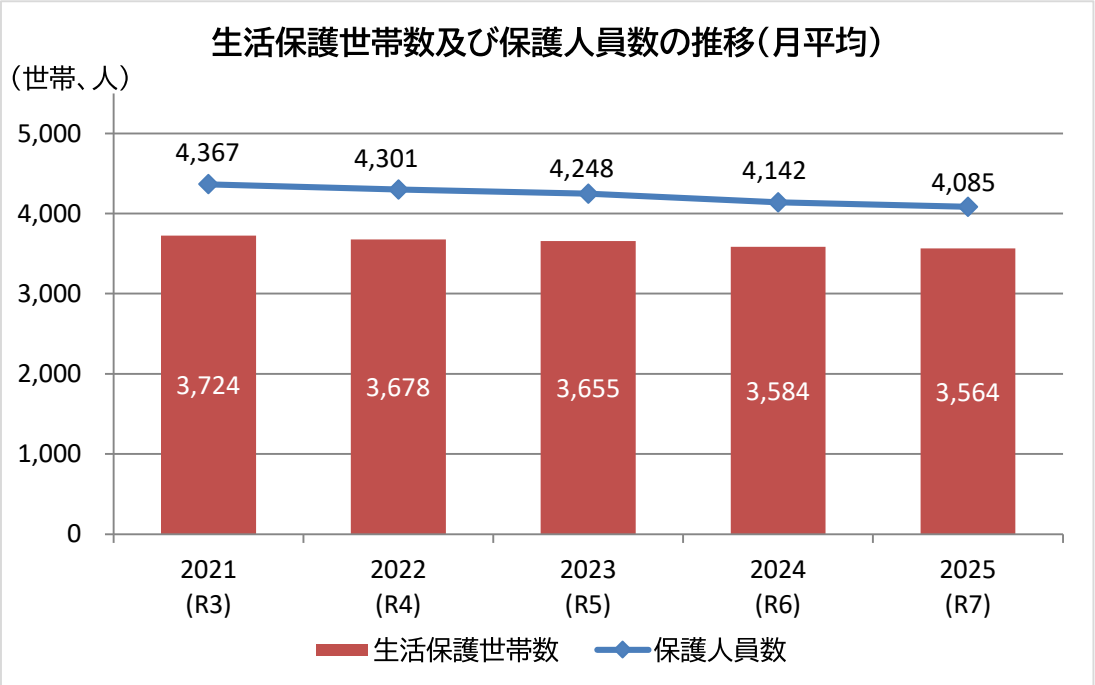
障がい者手帳交付者数は、全体として横ばいで推移しています。このうち、精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあります。



出典：弘前市「社会福祉の概況」

（６） 生活保護世帯の状況

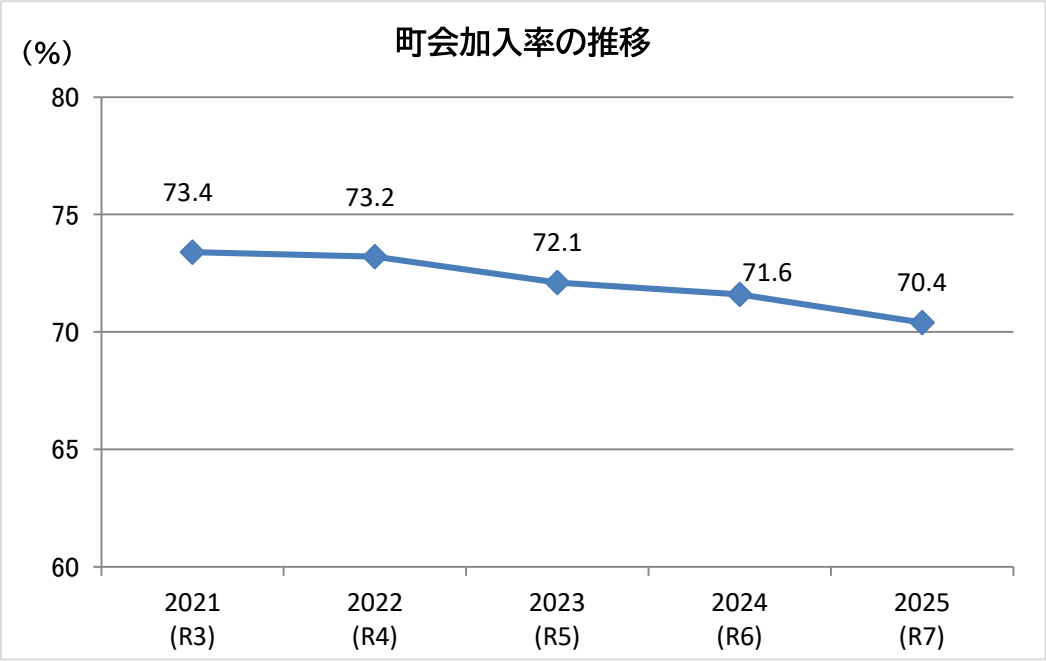
生活保護世帯数及び保護人員数は緩やかな減少傾向にあるものの、概ね横ばいとなっています。



出典：弘前市「社会福祉の概況」

（７） 地域コミュニティの状況

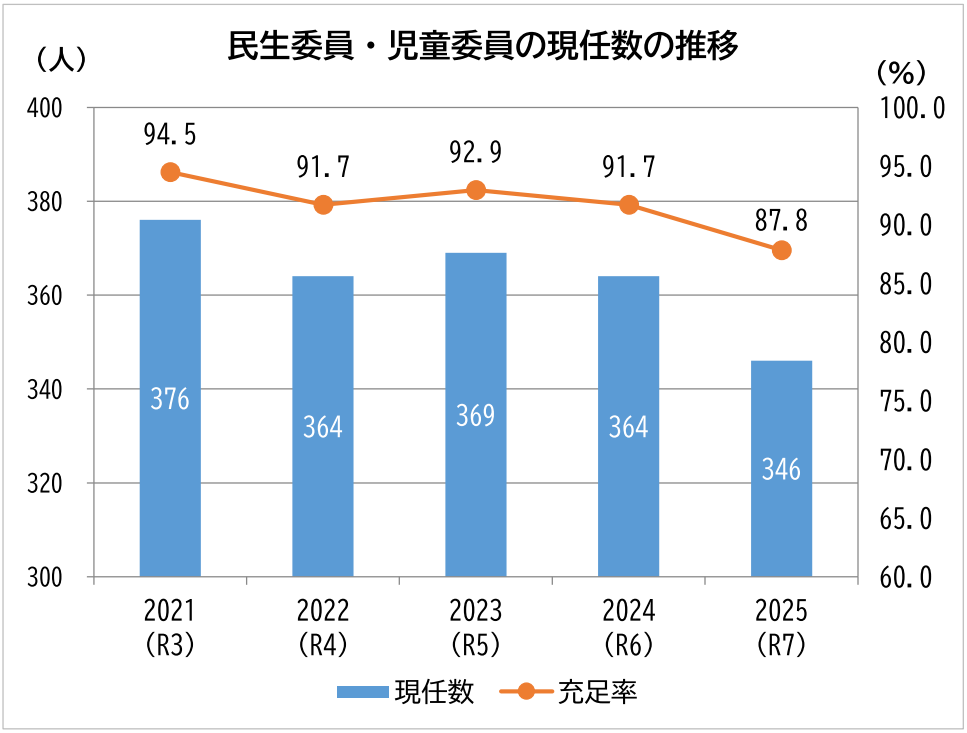
地域コミュニティの核となる町会の加入率は、減少傾向が続いています。



出典：弘前市市民協働課

（８） 民生委員[6]・児童委員[7]、主任児童委員[8]の推移

民生委員・児童委員、主任児童委員の人数は、定数 394 人に対して、令和８年３月現在では、346 人となっており、充足率は近年減少しています。



出典：弘前市「社会福祉の概況」

6 民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。「児童委員」を兼ねる。（根拠法：民生委員法）

7 児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。（根拠法：児童福祉法）

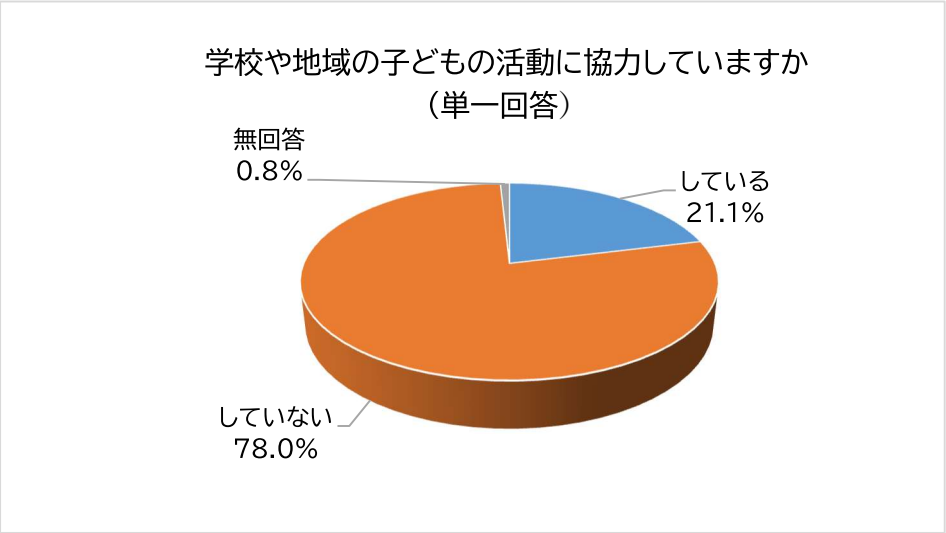
8 主任児童委員：児童委員の仕事を専門に行う委員で、各地区へ配置される。（根拠法：児童福祉法）

3 市民の声

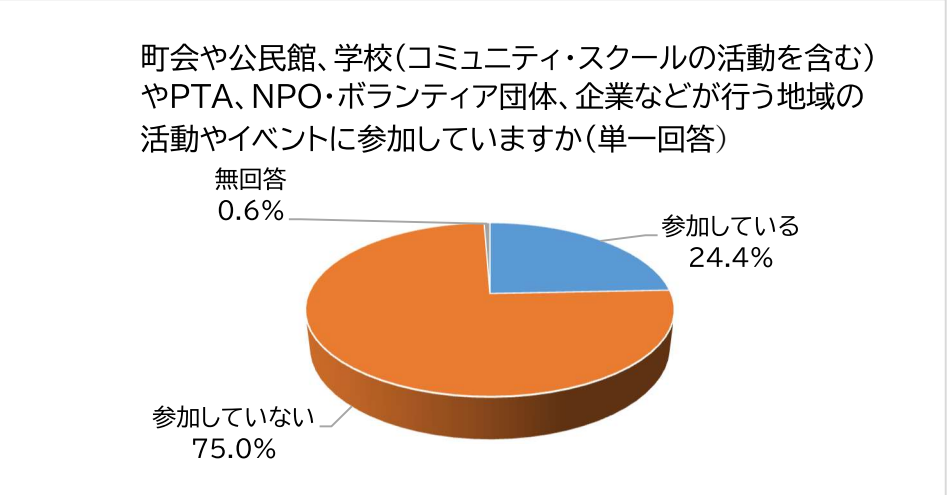
（１） 弘前市市民意識アンケート

2025（令和７）年度に実施した「弘前市市民意識アンケート」（対象者 2,440 人、回答者数 1,778 人、回答率 72.9%）の調査では、地域福祉等の実態について、以下のような回答が得られました。

- 学校や地域の子どもの活動に参加していない人の割合は 78.0%と多く、参加している人の割合は 21.1%にとどまっています。



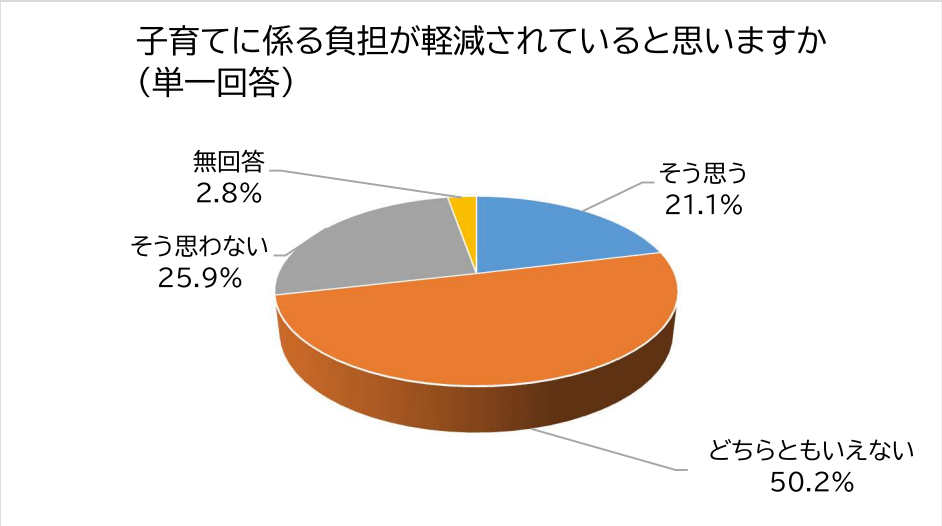
- 町会や公民館、学校や PTA、NPO・ボランティア団体、企業などが行う地域の活動やイベントに参加していない人の割合は 75.0%と多く、参加している人の割合は 24.4%にとどまっています。



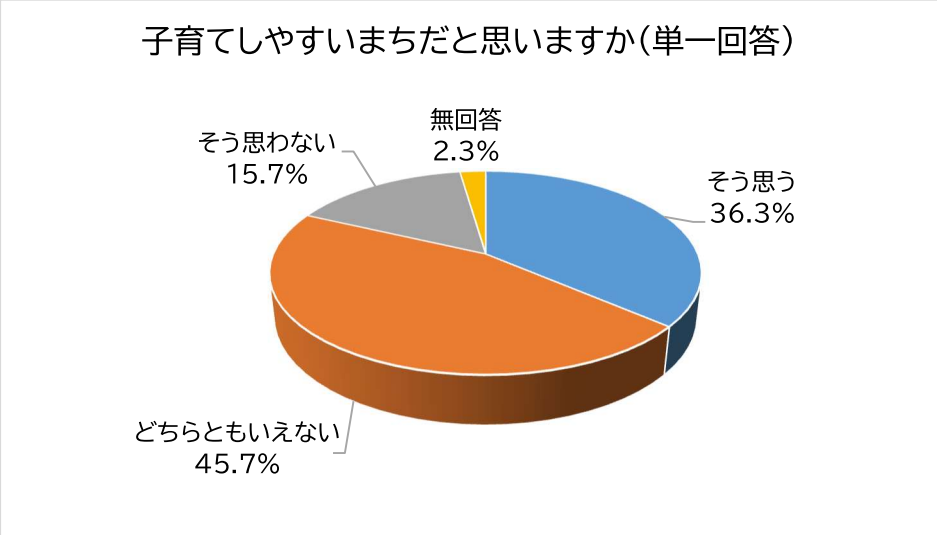
※「参加している」は「よく参加している」と「ときどき参加している」の合計
「参加してない」は「参加してない」と「あまり参加していない」の合計

● 「子育てに係る負担が軽減されていると思いますか」という設問では「どちらともいえない」と回答した人の割合が 50.2%と最も高く、次いで「そう思わない」が 25.9%、「そう思う」が 21.1%となっています。

また、「子育てしやすいまちだと思いますか」という設問では「どちらともいえない」と回答した人の割合が 45.7%と最も高く、次いで「そう思う」が 36.3%、「そう思わない」が 15.7%となっています。

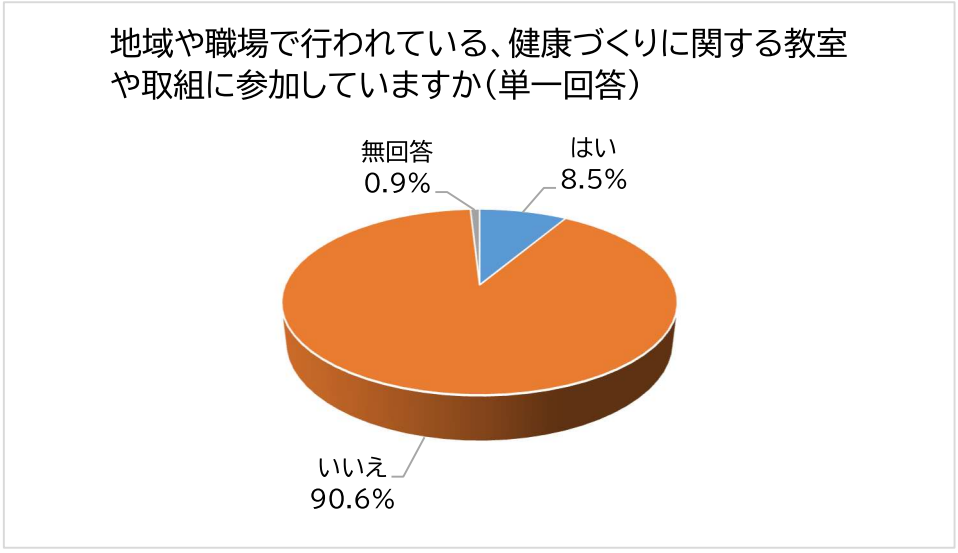


※「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計
「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

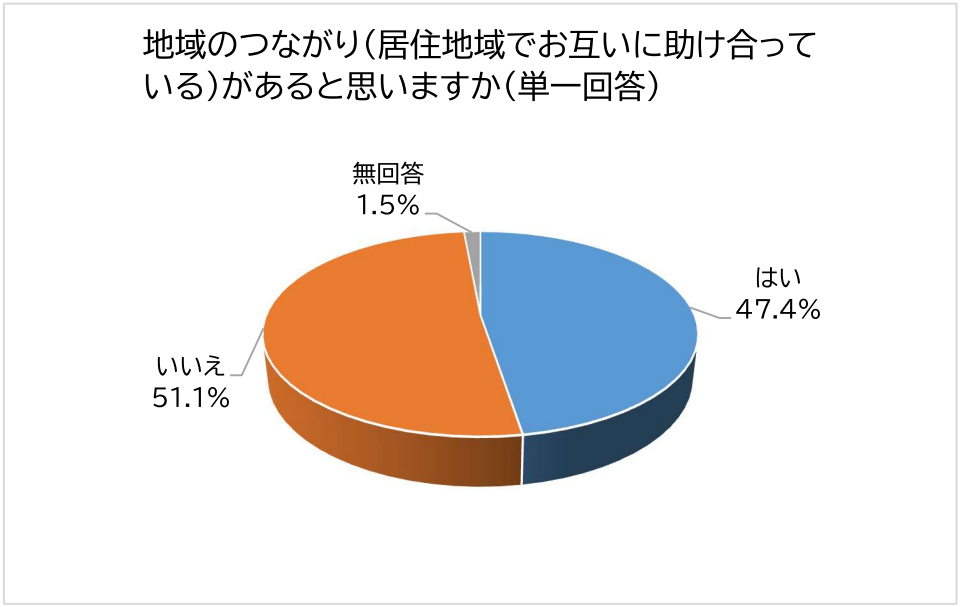


※「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計
「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

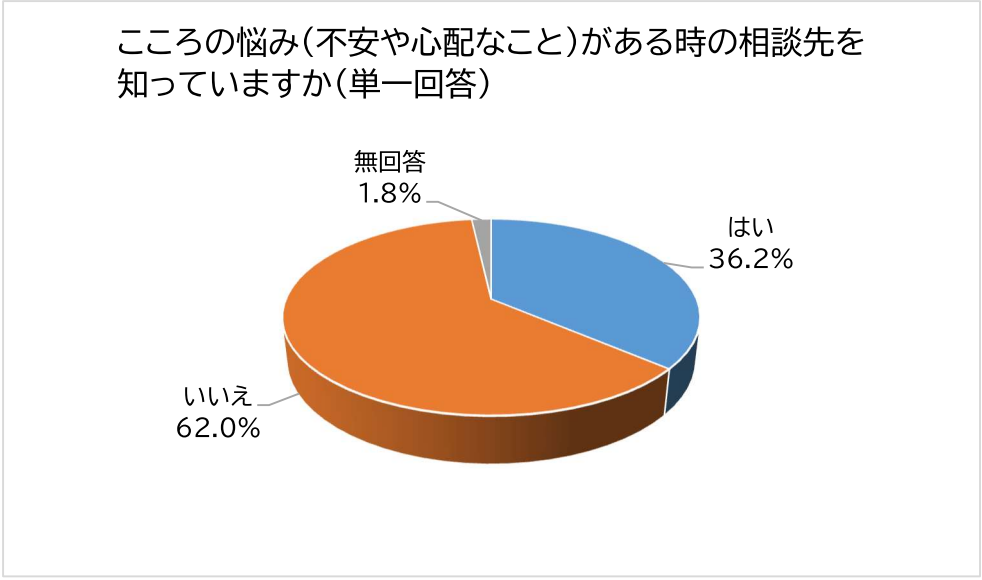
- 地域や職場で行われている、健康づくりに関する教室や取組に参加していない人の割合は 90.6%と多く、参加している人の割合は 8.5%にとどまっています。



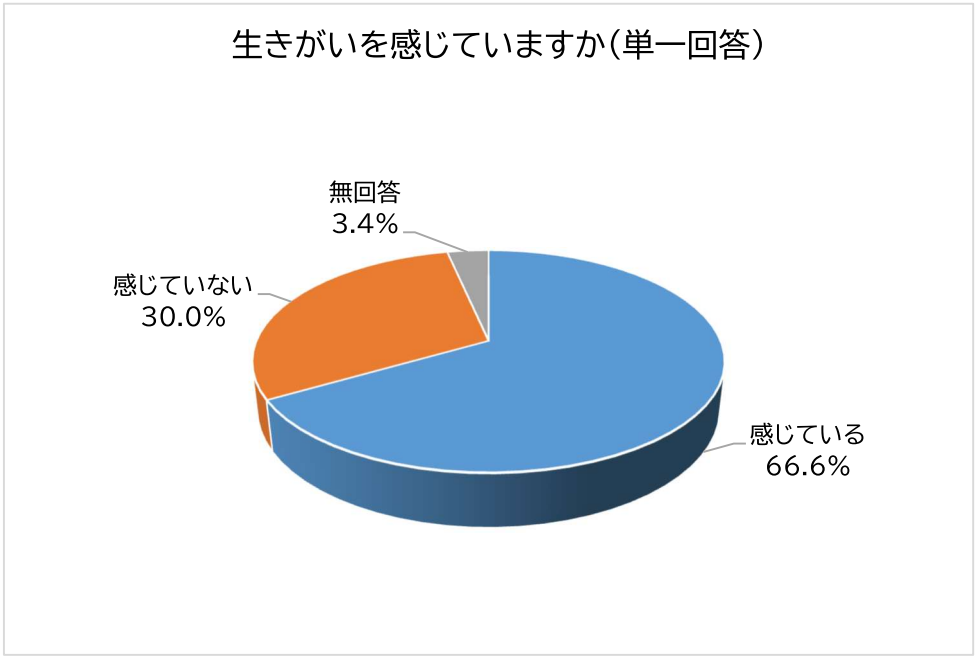
- 「地域のつながり（居住地域でお互いに助け合っている）があると思いますか」という設問では「いいえ」と回答した人の割合は 51.1%、「はい」と回答した人の割合は 47.4%とほぼ同じ割合となっています。



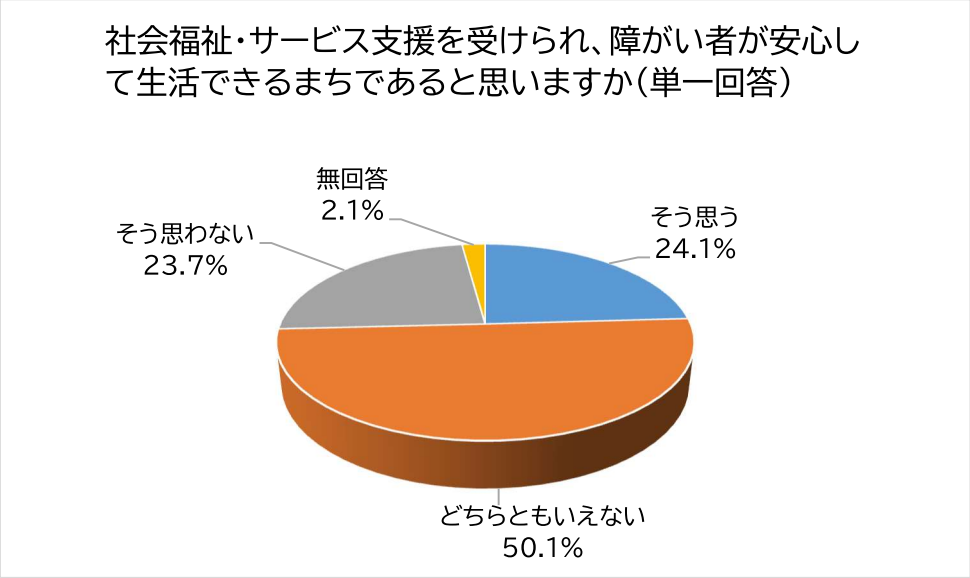
- こころの悩み（不安や心配なこと）がある時の相談先を知らない人の割合は 62.0%と多く、知っている人の割合は 36.2%にとどまっています。



- 「生きがいを感じていますか」という設問に「感じている」と回答した人の割合は 66.6%と多く、「感じていない」と回答した人の割合は 30.0%となっています。

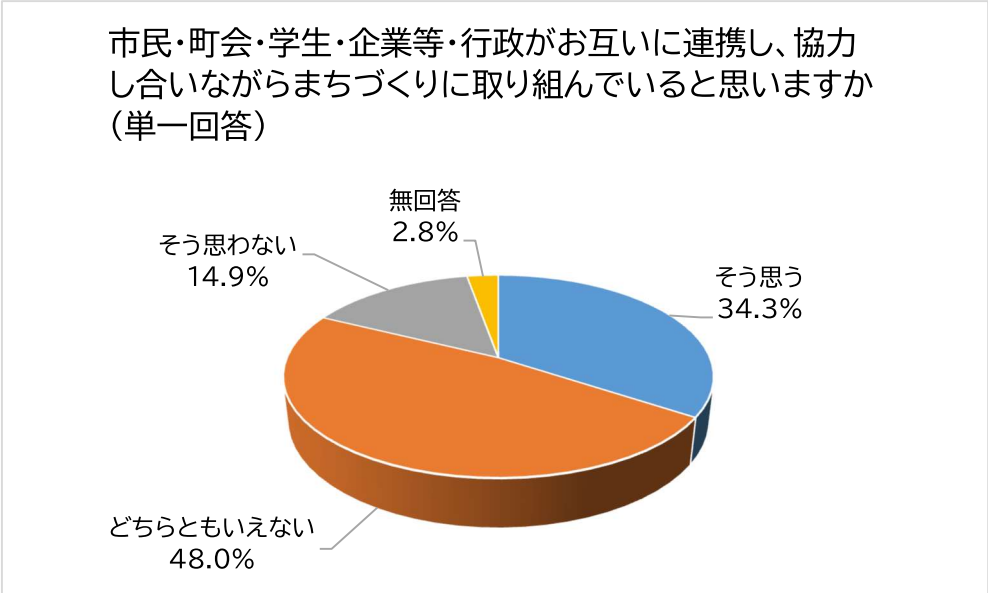


- 「社会福祉・サービス支援を受けられ、障がい者が安心して生活できるまちであると思いますか」という設問では「どちらともいえない」が50.1%で最も高く、次いで「そう思う」が24.1%、「そう思わない」が23.7%となっています。



※「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計
「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

- 「市民・町会・学生・企業等・行政がお互いに連携し、協力し合いながらまちづくりに取り組んでいると思いますか」という設問では「どちらともいえない」が48.0%で最も高く、次いで「そう思う」が34.3%、「そう思わない」が14.9%となっています。



※「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計
「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

（２） 協議会等での意見

このほか、協議会等で出された“地域福祉”に関する主な意見は以下のとおりです。

【社会福祉問題対策協議会】

- 家計を支える親世代の就労が困難だと、子どもの学業や日常生活にも影響するほか、更に親の親世代の介護の問題が生じると子どもも困窮に陥るおそれが高くなるので、そういったことへの対応が重要になる。
- ＰＴＡ活動は、地域とつながるきっかけのように感じている。ＰＴＡ活動についてデメリットばかり言われるが、そうではないということをもう少しアピールすればいい。どんなに忙しくても参加できるように、何かいい施策があればいいと思う。
- 地区社会福祉協議会、民生委員などといった制度についてどれだけ市民が知っているかというと、意外といないように感じる。知る機会があれば、やってみたいと思う人が出てくる可能性がある。もっと制度を周知するということに力を入れたらいいと思う。
- 継続している担い手不足の課題については、重層的支援体制整備に組み込んだ新たな体制整備で考えていく時期に来ていると思う。
- 成年後見制度については、現在民法改正の議論の中で、途中で後見を終えられる制度になることが検討されており、今後は臨機応変な対応が求められる。
- 大学生や成人した若者が「制度の狭間」で生活困窮やひきこもりをはじめとする困難を抱えているため、次期計画に取り入れてほしい。
- 再犯防止においては、昨年の刑法改正により、以前の「懲らしめ」から立ち直りを支援する「更生保護」に方向性が変わっている。

【地域自立支援協議会】

- 療育を必要とする児童について、障害児通所支援事業だけで対応するのではなく、こども施策や教育施策と協働した取組が必要である。

【地域包括支援センター運営協議会】

- 独居等の高齢世帯において、周囲との交流がなく地域から孤立している状況の中で亡くなったり、問題が重症化してから発見されたりする事例が散見される。

- 地域の見守り体制が不十分である。

【総合計画策定に係る高校生・大学生・市民ワークショップ】
- 多世代が話し合える機会づくりとして、地域で高齢者が若者と話せるふれあいの機会・場所を創出してほしい。

４ 本市の課題

国の動向や本市の状況、アンケート等の結果を踏まえ、本市の課題を以下のように整理しました。

（１） 複雑化・複合化した課題や制度の狭間への対応

子どもから高齢者までライフスタイルやライフステージに応じて健康でいきいきと生活を送ることができるように、市では、子育て分野、障がい分野、高齢分野など各分野において、福祉サービスの提供や相談に対応しています。

しかし、近年では、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や、自立できない事情を抱える 50 代の子を 80 代の親が支えるという親子の課題「8050 問題」、本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」、このほかひきこもり等などの複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

また、制度の狭間にあり、公的支援の機会を逃しているケースや核家族化の進行による将来的な孤独・孤立のリスクを抱えている方の増加も見込まれています。

これらの課題に対応するため、これまでの体制に加え、既存の制度では支援を受けることのできない方を把握し、相談者の属性を問わない包括的な相談支援と必要な支援につなげる体制づくりが必要となっています。

（２） 個人に寄り添った福祉サービスの提供

本市の高齢化率は約３５％となっており、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けることができる環境を整えることが重要です。

また、障がい者が安心して生活できるまちであると感じている市民は一定数にとどまっており、障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えるなど、障がい者の生活を支える体制が必要です。

さらには、子どもや子育て世帯、生活困窮者などへの支援に加えて、多種多様なニーズに寄り添い、誰もが自分らしい生活ができる環境を整えることが必要です。

これらの課題に対応するため、誰もが権利を尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、必要な支援とサービスの充実が求められています。

（３） 地域のつながりの希薄化と担い手不足

町会などの地域活動においては、参加する人が減少傾向にあり、活動の担い手の不足や高齢化が進行しています。

また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯のほか、あらゆる世代において核家族化

が進行しており、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域住民のつながりの希薄化が進んでいます。今後も単身世帯等の増加が見込まれることから、孤独・孤立のリスクを抱える人も増加すると考えられます。

さらに、近年、災害の頻発化・激甚化が進む中、災害時における地域での支え合いによる円滑な避難や平時からの防災意識の向上が重要となっています。

加えて、犯罪をした人の中には、住居や就学先の確保ができないなどの様々な生きづらさを抱えた人もおり、再び犯罪をすることがないよう、地域での立ち直りの支援が必要とされています。

これらの課題に対応するためには、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人を含め、誰もが能力・知識や経験を活かし、「支え手」「受け手」の関係を超えて支え合う地域での居場所とつながりづくりが求められています。

第３章　基本理念と基本目標

１　基本理念
２　基本目標
３　施策の体系
４　施策の展開

１　基本理念

ともに支え合い　誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らすことができる
地域共生社会の実現

地域の一人ひとりがともに支え合い、誰もが住み慣れた地域[9]で安心して暮らすことができるまちを目指します。

２　基本目標

基本理念で示した地域共生社会の実現に向け、以下の目標を掲げ地域福祉を推進します。

基本目標１　包括的で切れ目のない相談・支援体制の整備

世帯まるごとの課題解消や社会的孤立等に対応するため、福祉以外の分野との協働も含めた包括的な相談・支援体制を整備します。

基本目標２　自分らしく生きがいをもてる生活の充実

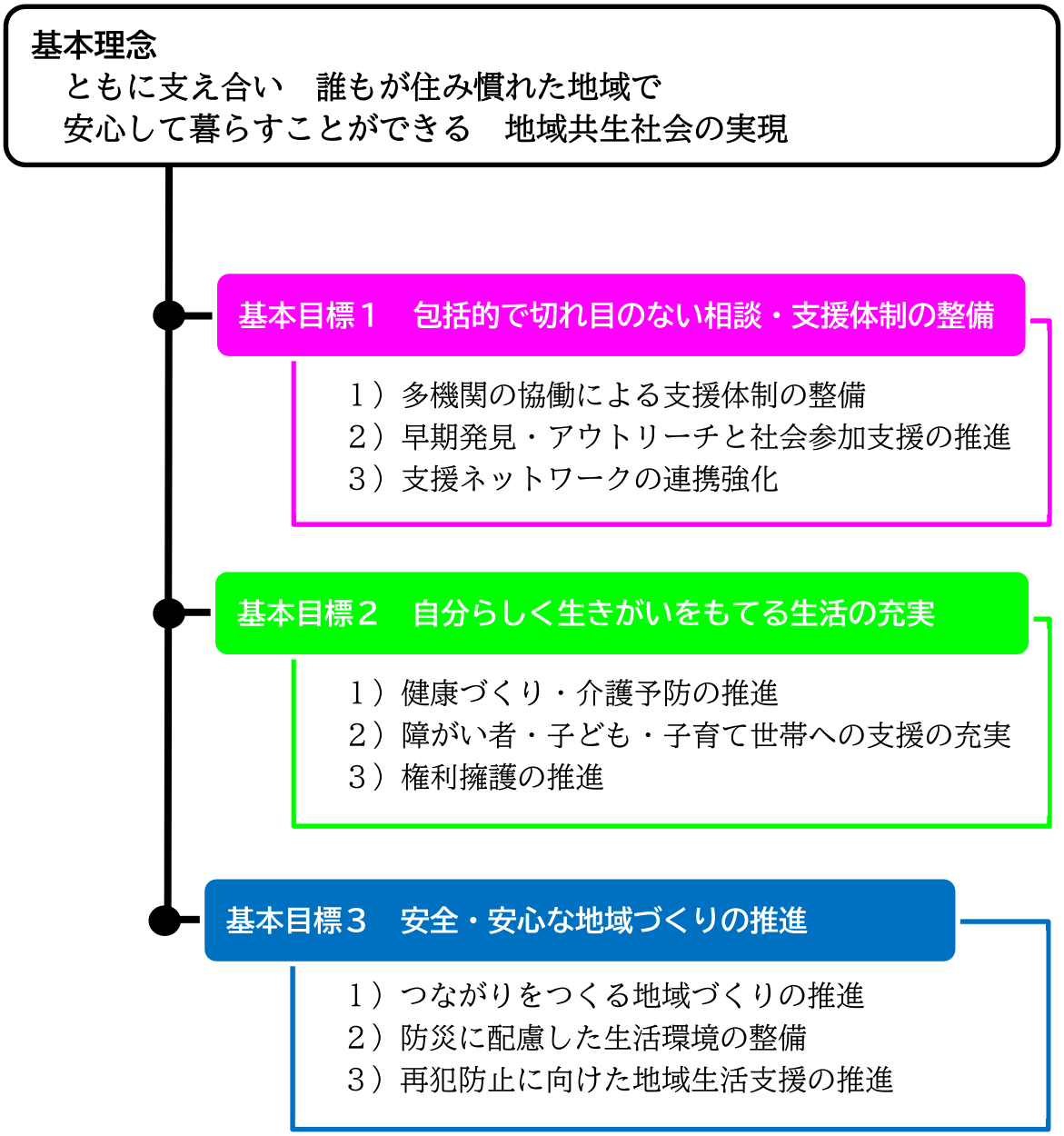
高齢者や障がい者、子どもや子育てをする人、生活困窮者などの健康と個人の権利が守られ、安心して生活できるよう、福祉サービスの充実と権利擁護を推進します。

基本目標３　安全・安心な地域づくりの推進

誰もが地域の一員として役割を持ち、お互いに支え合いながら、つながりを育む地域づくりを推進し、住民一人ひとりの福祉の意識向上を図ります。

9 概ね中学校区程度のエリアを指す。

３ 施策の体系


基本理念
ともに支え合い　誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らすことができる　地域共生社会の実現
基本目標１　包括的で切れ目のない相談・支援体制の整備
１）多機関の協働による支援体制の整備
２）早期発見・アウトリーチと社会参加支援の推進
３）支援ネットワークの連携強化
基本目標２　自分らしく生きがいをもてる生活の充実
１）健康づくり・介護予防の推進
２）障がい者・子ども・子育て世帯への支援の充実
３）権利擁護の推進
基本目標３　安全・安心な地域づくりの推進
１）つながりをつくる地域づくりの推進
２）防災に配慮した生活環境の整備
３）再犯防止に向けた地域生活支援の推進

４ 施策の展開

基本目標１　包括的で切れ目のない相談・支援体制の整備

１）多機関の協働による支援体制の整備

複雑化・複合化した生活課題に対応するため、世代や属性に関わらず相談を受け止め、関係機関がそれぞれの役割を担いながら連携し、必要な支援を行う包括的な相談支援体制の継続的な運用と内容の充実を図ります。

２）早期発見・アウトリーチと社会参加支援の推進

多機関によるネットワークにより、福祉サービスを必要とする人の早期発見に努めるとともに、支援につながりにくい人に対して、訪問などによる働きかけを行い、必要な支援につなげます。また、社会とのつながりをつくるための支援を推進します。

３）支援ネットワークの連携強化

地域で活動する団体の情報の集約化に努め、福祉活動を展開する団体はもとより、福祉分野以外の活動をしている団体と連携できる仕組みを整備します。

◎成果指標　※基準値：令和７(2025)年度は令和８(2026)年度調査から

評価指標	基準値 令和７年度 (2025 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
こころの悩み（不安や心配なこと）がある時の相談先を知っていますか。	33.7%	上昇

◎活動指標

評価指標	基準値 令和７年度 (2025 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
相談支援包括化推進会議の対象世帯数	未実施	5 件
民生委員・児童委員への相談・支援件数	6,269 件	6,270 件
訪問相談（アウトリーチ支援事業）件数	113 件	137 件
〔高齢〕地域包括支援センター訪問延べ件数	8,827 件	9,000 件
〔障がい〕相談支援事業への相談延べ件数	7,729 件	7,729 件
〔児童〕家庭児童相談延べ件数	381 件	350 件
〔生活困窮〕自立相談支援事業における新規相談件数	158 件	200 件

基本目標２　自分らしく生きがいをもてる生活の充実

１）健康づくり・介護予防の推進

職場や地域など、全市的に健康づくりを行う社会環境が整備され、健康づくり活動や健康教養を身につける取組を推進するとともに、世代を超えた交流により、高齢者の認知症の予防のほか、外出機会と生きがいづくりの機会の創出に取り組みます。

２）障がい者・子ども・子育て世帯への支援の充実

地域住民一人ひとりが求める福祉ニーズに適切に対応するとともに、福祉サービスの質の向上と複合的な課題にも対応した利用しやすいサービスの提供体制の充実を図ります。

３）権利擁護の推進

住み慣れた地域で暮らしていけるよう、また、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを受けられるよう、意志決定支援や虐待等の防止に係る取組を推進します。

◎成果指標　※基準値：令和７(2025)年度は令和８(2026)年度調査から

評価指標	基準値 令和７年度 (2025 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
生きがいを感じていますか。	67.1%	上昇

◎活動指標

評価指標	基準値 令和７年度 (2025 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
高齢者介護予防運動教室事業に参加した市民の延べ人数	54,398 人	64,398 人
健康づくり活動者数	2,655 人	4,235 人
就労している障がい者数	984 人	1,255 人
子育て短期支援事業利用者延べ人数	778 人	800 人
無料職業紹介事業への求職登録者の延べ人数	34 件	48 件
弘前圏域権利擁護支援センターへの延べ相談件数	1,319 件	1,500 件

基本目標３　安全・安心な地域づくりの推進

１）つながりをつくる地域づくりの推進

居場所づくりやつながりをつくる活動を支援することで、支える人も支えられる人も誰もが社会活動に参加できるようになるとともに、福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育てます。

２）防災に配慮した生活環境の整備

災害時避難行動要支援者の避難支援などについて、町会や自主防災組織を中心とした地域住民による共助を高めることで、日常生活においても付き合いが育まれる環境づくりを推進します。

３）再犯防止に向けた地域生活支援の推進

更生保護活動に取り組む団体への支援・連携を強化し、再犯防止や更生保護に関する市民の意識醸成を図り、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを推進します。

◎成果指標　※基準値：令和７(2025)年度は令和８(2026)年度調査から

評価指標	基準値 令和７年度 (2025 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
町会や公民館、学校（コミュニティ・スクールの活動を含む）や PTA、NPO・ボランティア団体、企業などが行う地域の活動やイベントに参加していますか。	24.8%	上昇
地域のつながり（居住地域でお互いに助け合っている）があると思いますか。	48.5%	上昇

◎活動指標

評価指標	基準値 令和７年度 (2025 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
「高齢者ふれあい居場所」の開設数	５１箇所	９０箇所
地域共生社会実現サポート事業に関わる登録団体数	２５件	３０件
ひきこもり家族会・ひきこもり当事者会への参加延べ人数	３０人	３５人
市民参加型まちづくり１％システム支援事業における新規採択件数（４年間の平均値）	２３件	３０件
町会・自主防災組織から避難行動要支援者名簿の提供申請があった件数	２８件	８０件
保護観察所に登録している協力雇用主数	２７社	３５社

第４章 第三期弘前市成年後見制度利用促進基本計画

１　計画の策定にあたって
２　成年後見制度の利用等に関する現状
３　成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方
４　計画の目標

１ 計画の策定にあたって

（１）計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

近年は少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。こうした状況でも、住み慣れた地域において、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように地域共生社会の実現を目指す必要があります。

国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成 28 年５月に施行され、促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の第一期計画」という。）が平成 29 年３月に閣議決定されました。国の第一期計画では、令和３年度までの５年間を計画期間として、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図ってきましたが、更なる施策の推進を図る必要があることから新たな基本計画となる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の第二期計画」という。）が令和４年３月に閣議決定されました。

令和８年６月には、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止し、補助の制度に一元化するとともに、本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすることなどの民法等改正法が公布されています。

これらの動向を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施し、本人の意思や状況に応じたきめ細やかな支援を行い、誰もが適切に制度を利用できる環境の充実を図っていこうとするものです。

（２）計画の位置づけ

この第三期計画は、促進法第 14 条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

（３）計画期間

本市では、弘前市地域福祉計画の一部として策定し、令和９年度から令和１２年度までの４年間とします。

（４）計画の進行管理及び評価

取組状況の点検及び評価については、弘前市地域福祉計画の進行管理と一体

的に行います。

（５）周辺自治体との協力

弘前圏域８市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）では、どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築し、令和 2 年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が作成する第三期成年後見制度利用促進基本計画においても、めざす姿を共有し、協力を図っていきます。

２ 成年後見制度の利用等に関する現状

（１）首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。

本市では、申立ての多くを後見類型が占めており、件数も増加傾向にあります。

《弘前圏域全体》　（単位：件）

首長申立	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
合　計	17	27	25	36
後見	15	20	20	30
保佐	2	6	5	6
補助	0	1	0	0

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》　（単位：件）

市長申立	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
合　計	8	13	15	19
後見	7	13	12	16
保佐	1	0	3	3
補助	0	0	0	0

出典：弘前市福祉総務課

（２）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

本市では、助成件数の多くを報酬助成が占めており、増加傾向にあります。

なお、弘前圏域８市町村では、当該事業における体制の平準化及び圏域市町村間での事務の円滑化を図るための取組みとして、各々の市町村が制定・運用している成年後見制度利用支援事業実施要綱の内容を統一して運用しています。

《弘前圏域全体》　（単位：件）

成年後見制度利用支援事業	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
合　計	70	95	90	135
費用助成	2	6	5	8
報酬助成	68	89	85	127

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

《弘前市》　（単位：件）

成年後見制度利用支援事業	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
合　計	53	74	69	106
費用助成	0	4	3	4
報酬助成	53	70	66	102

出典：弘前市福祉総務課

（３）弘前圏域権利擁護支援事業

弘前圏域８市町村では、「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行っています。

（ア）権利擁護の相談支援

当センターでは、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分で、日常生活を送ることに不安がある方について相談支援を行っています。相談件数は、令和４年度が1,035件でしたが、認知症高齢者や、知的障がい、精神障がいのある方の利用増加等に伴い、令和７年度には、約1.3倍の1,319件と増加しています。

単位（件）

内訳＼年度		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）
弘前圏域8市町村	黒石市	63	114	95	54
	平川市	34	48	41	28
	藤崎町	40	31	36	32
	板柳町	44	11	11	16
	大鰐町	59	12	16	16
	田舎館村	5	3	11	50
	西目屋村	0	1	0	0
	弘前市	761	928	967	979
その他市町村		29	107	129	144
相談件数合計		1,035	1,255	1,306	1,319

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

※相談者居住地での件数をカウント

（イ）権利擁護支援チームの形成支援

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築します。

（ウ）権利擁護支援チームの自立支援

地域の実情に応じて、各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行います。

（エ）関係機関の連携

関係機関の連携などを協議する場として、弘前圏域権利擁護支援連絡会を開催し、権利擁護支援に関する制度の活用等について情報交換を行います。

（オ）その他成年後見制度利用促進に関すること

成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての広報啓発を地域住民や関係機関に対して、研修会等を通じて行うとともに、成年後見人等の担い手不足の解消のため、また、住民が互いに支えあう仕組みとして市民後見人等養成研修を実施しています。

弘前圏域においては「弘前圏域市民後見人等養成研修」を令和4年度と6年度に開催しており、合計で 27 名が修了しています。

また、「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」に市民後見人として活動可能な方が令和8年3月末時点で51名が登録されており、33 名の市民後見人が

成年後見人を受任しています。

（単位：人）

内　　訳		名簿登録者数	受任者数
弘前圏域 8 市町村	黒石市	3	3
	平川市	3	3
	藤崎町	4	1
	板柳町	0	0
	大鰐町	3	0
	田舎館村	1	1
	西目屋村	1	1
	弘前市	35	24
青森県内その他市町村		1	0
合計		51	33

出典：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

３ 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

（１）基本的な考え方

本計画を推進することにより、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進を図り、住み慣れた地域において、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域共生社会の実現を目指します。

（２）基本方針

①地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整え、権利擁護支援を必要とする人に対し、適切な支援に結びつけることができるような相談体制づくりを推進します。

②権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援に結びつけ、支援を必要としている方の課題解決に向けた支援が行えるよう地域連携ネットワークを強化します。

４ 計画の目標

基本目標１　権利擁護支援の理解促進と利用支援

地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援につなげることができるような相談体制の充実を図ります。

また、自分の望んだ地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における権利擁護に関する理解を促進します。

（１）成年後見制度に関する周知・啓発

地域住民、関係機関が成年後見制度を正しく理解できるよう、情報の提供や研修、講座等を実施します。

（２）成年後見制度に関する相談支援の充実

成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、制度の利用などによって安心して自分らしく暮らせるよう「日常生活自立支援事業」をはじめとした公的サービス等と連携し、切れ目のない相談支援を行います。

（３）ニーズの把握と早期発見

権利擁護支援を必要とする人を早期に把握し、身近な地域で適切な支援につなげることができるよう、地域包括支援センターや医療機関などの一次相談窓口、金融機関などの関係機関との連携を図るとともに、地域の見守りなどを行います。

（４）将来に備えた意思決定支援の推進

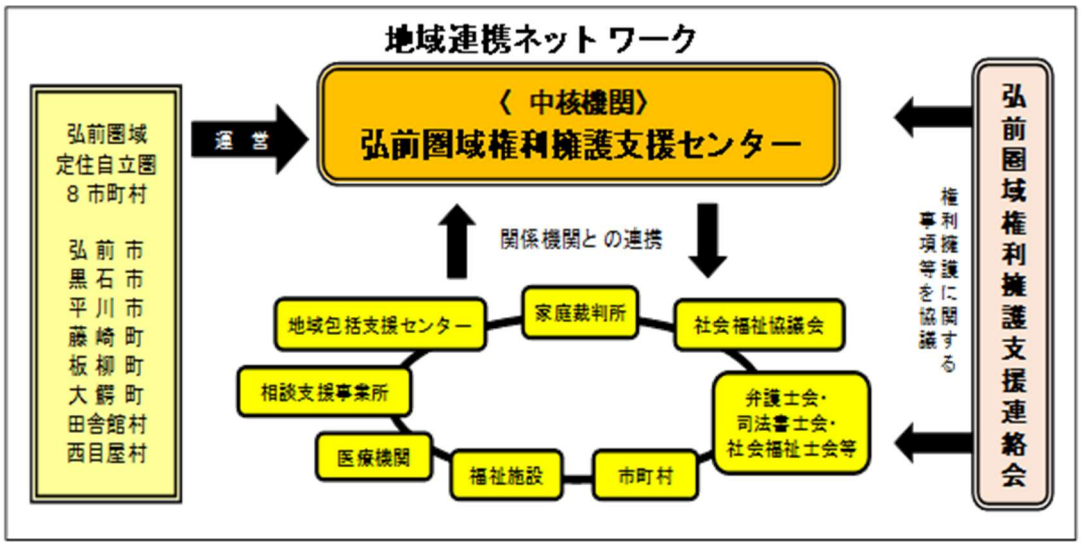
元気なうちから、自分らしい暮らしや将来について考えることの大切さを周知するとともに、任意後見制度など将来に備えるための制度や取組みについて情報提供を行い、本人が自らの意思に基づいて選択できるよう支援します。

（５）利用支援事業のあり方の検討

費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても誰もが安心して制度利用できるよう成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うなど、適切な利用支援事業のあり方を検討します。

基本目標２　権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、本人を支える権利擁護支援のチーム体制を整え、支援を必要としている方の課題解決に向けた支援が行えるよう地域連携ネットワークの強化を図ります。



（１）中核機関のコーディネート機能の継続的強化

弘前圏域権利擁護支援センターを中核機関として、地域連携ネットワークをコーディネートし、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、本人が主体的に選択できるよう支援します。また、支援を受けながらも社会に参加し続けられる権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施します。

（２）チームによる支援体制の構築と推進

①権利擁護支援チームによる見守りと対応

権利擁護支援が必要な人について、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが連携し、日常的な見守りや状況の把握を行います。また、本人の状況に応じて、チームで必要な権利擁護支援の対応を行うよう努め、切れの目ない支援の充実を図ります。

②弘前圏域権利擁護支援連絡会での連携体制の強化

制度の利用促進と地域における課題解決に向けて協議するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を開催し、関係団体との連携を強化します。

（３）成年後見人等候補者の適切な推薦の継続的実施

弘前圏域成年後見人等候補者受任調整会議において、本人の抱える財産や法的な課題に適切に対応するとともに、自己決定権を尊重し、ニーズ等に配慮した後見事務を適切に行う後見人等を候補者として推薦します。

（４）担い手の確保・育成等の推進

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人等養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、研修修了者が市民後見人、「日常生活自立支援事業」の支援員及び法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようにします。加えて、法人後見を実施する事業者の育成についても検討を進め、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

（５）権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

権利擁護支援チームに対して必要な支援を行う仕組みを拡充し、必要に応じて関係機関や専門職、地域の資源とつながり、それぞれの専門性を生かした支援を受けられるよう、地域連携ネットワークの強化を図ります。

第５章　弘前市再犯防止推進計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景及び目的

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設[10]出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）等の立ち直りを支援する更生保護[11]や再犯防止施策は、国の刑事政策として行われてきており、市では地区保護司[12]会による更生保護サポートセンター[13]の設置・運営への支援や、“社会を明るくする運動”[14]への参画などにおいて協力しています。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う者＝再犯者[15]が存在します。また、少子化による年少人口の減少と高齢者人口の増加を背景として、検挙人数に対する少年割合は減少している一方で、高齢者の割合が増加しています。

国では平成 24 年７月の犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」を定め、その中で「出所等をした年を含む２年間における刑務所等に再入所する者の割合(2 年以内再入率)を平成 33 年までに 20%以上減少させる。」との数値目標を定めました。

また、平成 28 年７月には「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定し、更に令和元年 12 月には、より重点的に取り組むべき３つの課題に対応した各種取組を加速させる「再犯防止推進計画加速プラン」を決定しております。

さらに、令和７年６月には「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年 法律第 67 号）が施行され、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されたことにより、矯正施設において個々の受刑者の特性に合わせた処遇が開始されたほか、12 月の国連総会で、日本の保護司制度をはじめとする官民連携の社会復帰支援の知見が反映された「再犯防止国連準則」が採択されるなど、犯罪をした者等の社会復帰を支援する環境は変化しています。

これらのことを踏まえ、市では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた支援の促進と、安全・安心な地域づくりのさらなる推進に寄与することを目的に、「弘前市再犯防止推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は再犯防止推進法第８条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、計画の対象者は、犯罪をした者等のうち支援が必要な者とします。

（3）計画の期間

本計画の期間は、始期および終期を弘前市地域福祉計画に合わせ、令和９年度から令和 12 年度までの４年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

（4）計画の進行管理及び評価

本計画は、「弘前市地域福祉計画」の一部として、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するもので、進行管理及び評価について一体的に行っていくこととします。

10 矯正施設：犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所を総称するもの。

11 更生保護：犯罪をした者等に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

12 保護司（保護司会）：犯罪をした者等や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

13 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。

14 社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

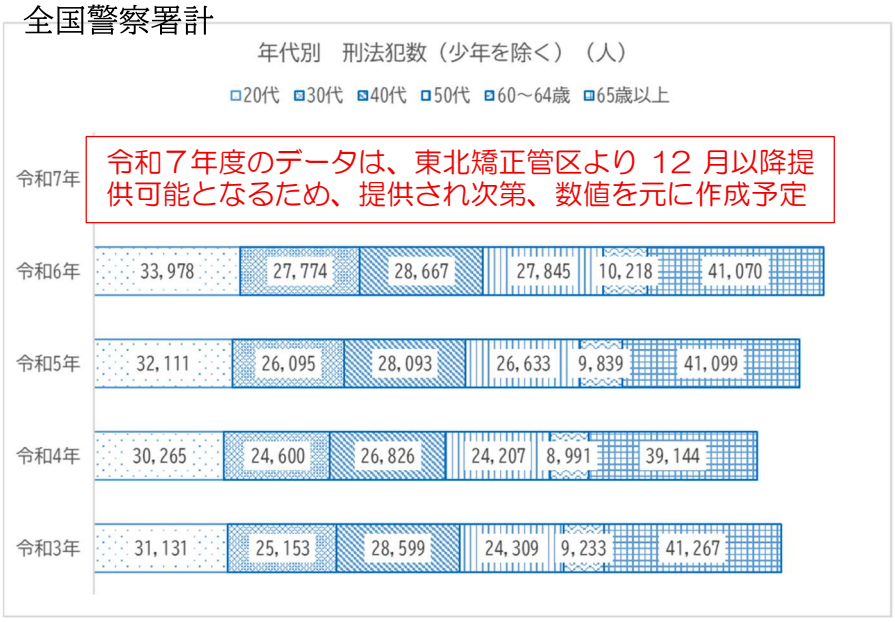
15 再犯者:刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

2 地域における再犯防止を取り巻く状況

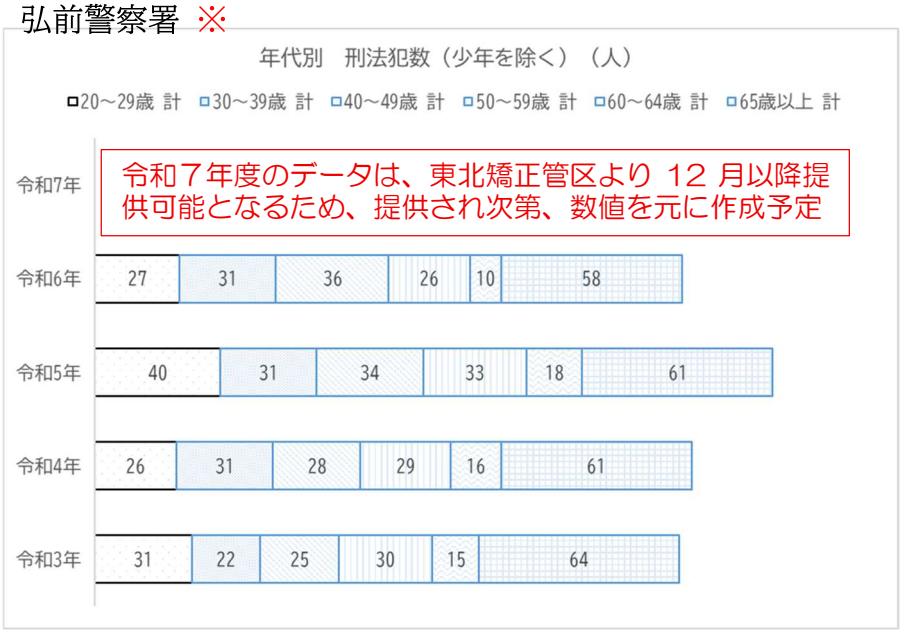
（１）刑法犯数から見る犯罪情勢の傾向

刑法犯数（初犯・再犯を問わず）を年代別にみると、全国、本市ともに、65 歳以上が占める割合が高くなっており、再犯防止に向け、矯正施設入所中及び出所後における福祉的支援の必要性が増しています。

全国警察署計



弘前警察署 ※

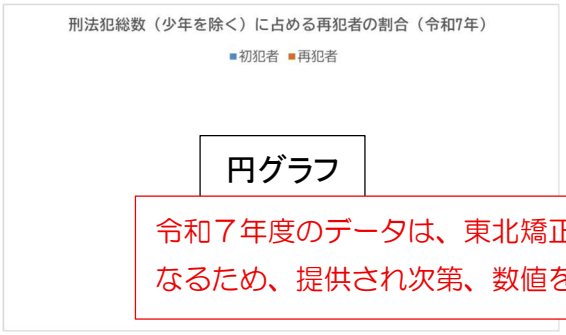


※令和４年４月に板柳警察署が弘前警察署に統合されたため、令和４年以降の弘前警察署管内の数値は、板柳町の数値を含んでいる。

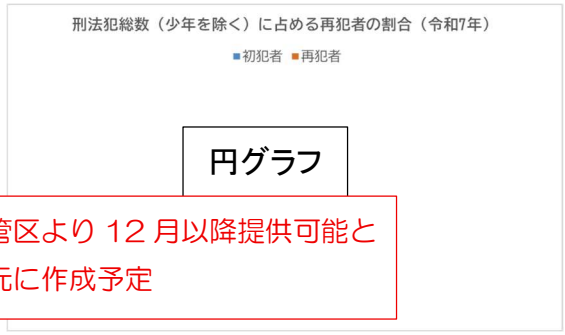
（２）本市の再犯の状況

本市の再犯者率は全国平均よりも低いものの、近年は 40％半ばの状態が続いており、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

全国警察署計



弘前警察署



令和７年度のデータは、東北矯正管区より 12 月以降提供可能となるため、提供され次第、数値を元に作成予定

出典：東北矯正管区[16]

16 矯正管区： 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局のこと。東北地方には、東北矯正管区がある。

３ 取組内容

（１） 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて再犯防止に係る地域での理解を促進します。

（２） 地域における更生保護の活動拠点である弘前地区更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会、弘前大学こどもボランティア Teens&Law[17]、ＢＢＳ[18]会などの更生保護関係の支援者・団体等が行う活動等の支援・充実を図ります。

（３） 犯罪をした者等について、保護観察所[19]や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会、弘前大学こどもボランティア Teens&Law、ＢＢＳ会等の更生保護関係機関の支援者・団体並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し再犯の防止を推進します。

（４） 市の広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、市民の再犯防止に関する理解促進を図ります。

（５） 地域生活定着支援センター[20]との連携を強化し、高齢者や障がい者など、福祉の支援が必要な矯正施設退所者に対する支援の強化を図ります。

（６） 犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主[21]に対し、市の入札参加資格の審査において優遇制度を設け、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に向けた就労先の確保を支援します。

17 弘前大学こどもボランティア Teens&Law：弘前大学のボランティアサークル。学習支援や子ども食堂の運営補助、子どもの体験活動のサポート等を通じて、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや成長のサポートに取り組んでいる。子どもたちと共に学び、成長することを目指し、地域の多様な活動に参加している。

18 BBS：（Big Brothers and Sisters Movement）非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。

19 保護観察所：犯罪をした者等又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

20 地域生活定着支援センター：高齢、または障がいがあることにより矯正施設から退所後、自立した生活を営むことが難しい方を対象として、福祉・医療機関・行政機関・自治体等の各関係機関等と協働して福祉サービス等を利用し地域の中でその人らしく安心して生活が送れるように支援し、再犯防止対策に寄与する組織。県内では青森県地域生活定着支援センターがある。

21 協力雇用主：犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

４ 推進体制

本計画を着実に推進するためには、計画の推進体制を明確にし、定期的に進捗状況の確認を行うことが重要であることから、保護司会及び「社会を明るくする運動弘前地区推進委員会」（事務局：弘前市福祉総務課）において進捗管理等を行うこととします。

第６章　計画の推進体制と評価

１　計画推進に係る役割分担
２　計画の周知
３　計画の進行管理

１ 計画推進に係る役割分担

地域福祉計画に掲げる施策の推進にあたっては、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んで行くことが必要です。

地域福祉計画は行政の施策を中心に構成されていますが、地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示・努力目標として位置づけし、「自助・互助・共助・公助」の取組が相互に補完し合うことで、地域福祉の更なる充実が図られるよう、計画を推進していきます。

◇地域住民の役割

一人ひとりが、地域社会を支える構成員であり、地域福祉を支える一員として、地域と関わり続けることが必要です。

- 地域住民同士の日常的な交流
- 町会や地域で活動する団体などに関心を持ち、活動への理解の深化
- 地域活動、ボランティアなどへの参加
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への参加
- 地域を担う人材の発掘
- サービスの受け手に止まらず、担い手として積極的に地域に関わっていく意識の醸成
- ひとりで解決できない問題や悩み、不安などの、身近にいる方や相談機関への相談

◇事業者の役割

地域福祉のニーズに対応するために、事業者の主体的な取組や行政との協働などを通して、地域活動に関わることが必要です。

- 従業員が地域の構成員としてボランティア等に参加しやすい環境づくり
- 見守り、声掛けなどの福祉活動への協力
- 障がい者、高齢者等の地域住民が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動の積極的な推進

◇行政の役割

地域福祉のニーズをしっかりと把握し、社会福祉協議会をはじめ地域の事業者やＮＰＯ法人などの各種団体と連携・協力を図りながら、地域福祉を推進するための仕組みを確立することが必要です。また、行政内部においても、健康・福祉分野のみならず、あらゆる分野との部局横断的な連携強化を図ります。

- 積極的な情報発信
- 関係機関、専門機関との平素からの連携体制
- 地域活動を展開する団体の掘りおこし
- 地域活動団体と行政との連携、団体間のネットワークづくり（地域住民が活動への興味を持ち、参加へつなげるきっかけづくり）
- 地域福祉や権利擁護などについて理解を深めるための機会の提供
- 地域ニーズを把握した質の高い福祉サービスの提供
- 地域住民の様々な課題に対応した横断的な相談体制の整備

２ 計画の周知

地域福祉の推進には、地域住民や事業者と行政との協働による取り組みが欠かせないものとなっています。本計画は、多くの地域住民に知っていただく必要があるため、市のホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じて計画の周知に努めます。

３ 計画の進行管理

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、庁内関係部局と連携を図り、執行状況や推進上の問題点を的確に把握するとともに、弘前市社会福祉問題対策協議会の意見を踏まえながら計画の進行管理や評価を行って、公表していきます。